

## 社会福祉法人半田同胞園 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人半田同胞園の役員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び苦情対応第三者委員（以下、「役員等」という。）をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費は、旅費規程による。

### (理事の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 交通費の実費が、旅費規程の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び監査会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会（出席）、監査会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導又は監査への業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 交通費の実費が、旅費規程の額を超える場合には、その実費とする。

### (評議員の報酬等)

第6条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導又は監査への業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 交通費の実費が、旅費規程の額を超える場合には、その実費とする。

### (苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び苦情対応第三者委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）及び苦情対応第三者委員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、旅費規程の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により支給することができる。

（兼務役員等）

第9条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。なお、役員等の勤務報酬等の対象から除く。

（役員等の職務証跡）

第10条 役員等は、法人職務証跡を作成し、本部事務局長へ提出するものとする。

（改廃）

第11条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

（情報の公開）

第12条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

付 則

この規程は、平成27年4月1日より適用する。

付 則

この規程は、平成29年6月20日より適用する。

役員等報酬

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	備 考
理事会出席報酬	4,000円	役員等が理事会に出席した場合
監事監査指導報酬	5,000円	決算時に行う監査会
評議員会出席報酬	4,000円	
苦情対応第三者委員出席報酬	4,000円	

別表 2

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬	月額 12,000円	
理事・監事・評議員業務報酬	日額 3,000円	この金額の基本は半日業務とし、全日業務の場合は2倍額とする。
苦情対応第三者委員業務報酬	日額 3,000円	